

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第83号

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則
香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則（平成18年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（教育及び保育の内容） 第6条 条例別表第7の(3)の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。 （1）～（4） 略 （5） 略 ア～ク 略 ケ 職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。 コ・サ 略 （6） 略	（教育及び保育の内容） 第6条 条例別表第7の(2)の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。 （1）～（4） 略 （5） 日々の教育及び保育の指導における留意点については、次に掲げる事項とする。 ア～ク 略 ケ 職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。 コ・サ 略 （6） 略

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。